

# 平成31年度 鳥取県立特別支援学校非常勤職員(学校栄養職員) 採用試験(再募集)募集案内

鳥取県教育委員会事務局 教育人材開発課 特別支援学校人事担当  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地 (鳥取県庁第二庁舎5階)  
電話：(0857)26-7571 ファクシミリ：(0857)26-8094  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/kyouikujinzaikaihatsu/>

## 1 申込書受付期間・試験日等

受付期間	平成31年3月20日(水)から随時 ◆持参、郵送のどちらでも受け付けます。 ◆受付時間 8:30から17:15 (ただし、土・日曜日、祝日を除く。) ◆合格者が決定した場合は受け付けを中止することとし、鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課ホームページにより周知します。
試験日時及び場所	受験票に記載する日時及び場所 ※応募受付後、試験日程等を調整させていただきます。

## 2 募集内容等

募集する職及び採用予定者数	非常勤職員 [学校栄養職員] 1名程度
任用期間	(別途相談の上決定する日) から平成32年(2020年)3月31日まで *従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、採用された日から5年を超えない範囲内において、任用期間が更新されることがあります。(最長平成36年(2024年)3月31日まで)
受験資格	(1) 年齢、性別を問いません。 (2) 栄養士法第2条第1項に規定する栄養士の免許を有している人 (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。 ・成年被後見人、被保佐人(準禁治産者を含む。) ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又はこの資格を有する見込みの人だけに限り受験できます。
職務内容	県立特別支援学校の学校給食の栄養管理、栄養指導等に係る事務に従事
勤務場所	琴の浦高等特別支援学校(琴浦町赤碕町1957-1)

## 3 試験内容

試験種目	配点	内 容
教養試験	50点	言語、社会科学、数理論、自然科学、時事、常識など職務に必要な一般的知識についての試験(30分)
論文試験	100点	学校栄養業務全般に関する能力についての論文試験(60分)
面接試験	200点	個人面接による口述試験 *受験者数等により集団面接とする場合があります。

#### 4 勤務条件

給 与	<p>○報酬 時間額 1,060円～1,570円          ※採用前の職務歴によって個人ごとに異なります。</p> <p>○通勤割増報酬（通勤手当）          通勤距離片道2km以上の場合に、公共交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて月額55,000円を限度として支給。自家用車等利用者は、使用距離及び通勤回数に応じて、月額2,200円から50,100円までの範囲内で支給。</p>
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険 ※加入条件を満たす場合に限る。
休 暇	<p>○年次有給休暇          任用期間に応じて付与。（最大1年間に10日）</p> <p>○特別休暇等          公民権の行使、忌引、産前・産後など          ※任用期間等に応じ、有給又は無給休暇となります。</p>
勤 務 日 及 び 勤 務 時 間	<p>週30時間          午前9時から午後5時30分の間で学校が指定する時間（うち休憩：45分）          ※上記勤務時間は、学校の事情によりやむを得ず変更されることがあります。</p>

※1 上記勤務条件は、現時点におけるものであり、採用時までには制度改正又は給与改定等があった場合は、それによります。

※2 なお、地方公務員法の改正により、平成32年（2020年）4月（予定）から任用形態の変更がある場合があります。

#### 5 受験申込手続等

提出書類等	<p>①採用試験申込書 1部          ②栄養士法第2条に規定する「栄養士免許状」の写し          ③受験票送付用封筒（長形3号（12cm×23.5cm）を使用し、送付先の郵便番号、住所、宛名（「～様」と記すこと）を明記し、82円切手を貼ること）  <u>※試験当日には、別途、試験結果通知用封筒（上記③と同様）が必要です。持参してください。</u></p>
提出先	鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課特別支援学校人事担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地（県庁第二庁舎5階） 電話：(0857)26-7571 受付時間 8:30から17:15
受験票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験票は、申込があり次第、試験日程を調整の上、受験者に郵送します。</li> <li>・試験日時、場所は受験票に記載します。</li> <li>・受験票に記載した試験日時にやむを得ず受験できない場合には、申込は無効となります。再度受験申込手続を行ってください。</li> </ul>
その他	提出された書類は、試験終了後も返還しませんので御了承ください。

※車椅子の使用等、受験に際して配慮が必要な方は、採用試験申込書の該当欄にその旨記入してください。

## 【申込書及び受験票の記載について】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 ※の「受験番号」欄を除くすべての欄に正確に記入してください。
- 3 「現住所」欄は、棟、号室まで正確に記入してください。
- 4 「電話番号」欄は、採用する際等に電話により連絡を行いますので、携帯電話をお持ちの場合には、必ずその電話番号も記入してください。
- 5 「最終学歴」欄には、最終学歴（学校名及び学部・学科・課程名等）を記入してください。（専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください。）
- 6 「パソコン能力」欄は、記載のソフトについて該当する項目に「○」を記入してください。その他のソフトで使用できるものがあれば、ソフト名を記入するとともに、該当する項目に「○」を記入してください。
- 7 「県での勤務経験」及び「職歴」欄は、該当する番号又は項目を「○」で囲んでください。

## 6 試験結果の発表

- (1) 合格者の決定方法  
教養試験、論文試験及び面接試験の得点を合計し、一定の得点のある者のうち、得点の高い順に決定します。  
なお、教養試験、論文試験及び面接試験の得点が、それぞれ一定の基準を満たさない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格とします。
- (2) 試験結果の発表方法  
受験者全員に試験結果を文書で通知します。併せて合格者の受験番号を鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課ホームページに掲載します。

## 7 試験結果の通知

試験結果を通知する文書において、各受験者の試験種目ごとの得点、総合得点及び順位について通知します。

## 8 採用方法等

- (1) 採用方法  
採用は、合格者の中から原則として成績順に行います。  
◎また、採用にあたっては、電話等により採用の意向を確認しますので、連絡が取れない場合には採用されない場合があります。
- (2) 採用時期  
別途合格者と相談の上、決定します。

## 9 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、必ず試験開始時刻までに試験会場で受付を済ませてください。  
原則として、遅刻者は受験できません。
- (2) 受験の際は、筆記用具を必ず持参してください。  
時計を持参する場合は、時計機能だけのものに限り、携帯電話、スマートフォン等を時計として使用することは認めません。
- (3) 昼食が必要となる場合がありますので、各自準備をしておいてください。
- (4) 試験会場内での喫煙は禁止します。
- (5) 災害等により試験日程等を変更する可能性のある場合は、鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課ホームページにより周知しますので、予め確認してください。

## 10 個人情報の取扱い

本試験実施に際して収集する個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。